

ふみ みやこ  
「文の京」ハートフルプラン  
文京区地域福祉保健計画  
障害者計画

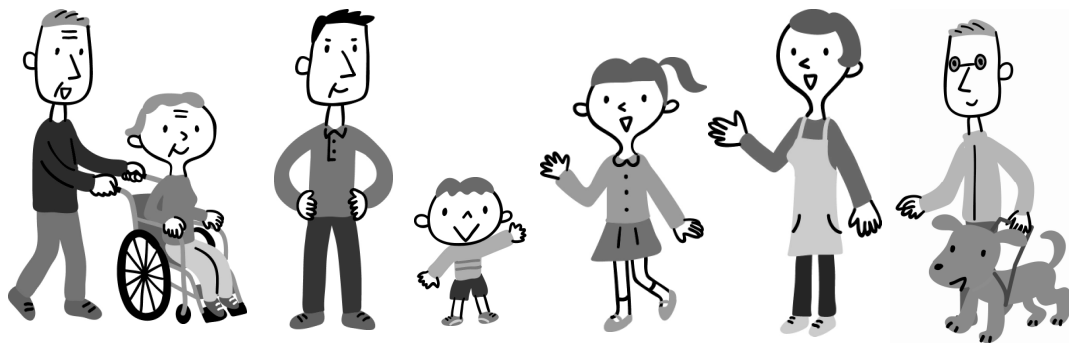
概要版

(平成 24 年度～平成 26 年度)

## 第1章 計画の改定に当たって

### 1 計画改定の背景及び趣旨

- わが国では、ノーマライゼーション<sup>※1</sup>の理念のもと、障害のある人もない人も、地域でともに暮らし、ともに活動できる社会の実現に向け、障害のある人の自立と社会参加を目的に施策が講じられてきました。
- 本区では、障害者基本法に基づく「障害者計画」を策定するとともに、平成 18 年からは、障害者自立支援法の施行に伴い、日常生活支援をはじめとする様々な障害福祉サービスの充実に取り組んできています。
- しかし、平成 22 年 12 月には、障害者自立支援法や児童福祉法等を一括して改正する法律が成立し、発達障害が障害者自立支援法上の障害者とされました。  
また、障害者基本法の改正をはじめ、現在国において検討されている障害者福祉制度の見直し、さらに、障害者差別禁止に係る法制の検討等が行われているところです。
- 平成 23 年 6 月には、障害のある人に対する虐待を防ぐため、虐待を発見した人に自治体への通報を義務付けることなどを盛り込んだ障害者虐待防止法が成立し、平成 24 年 10 月から施行されます。
- 国においては、障害者の権利に関する条約の批准に向け、国内法の整備に取り組んでいます。今後ノーマライゼーション、合理的配慮<sup>※2</sup>の考えを踏まえ、障害のある人を地域で包み込み、ともに生きる社会づくりを目指していく必要があります。



※1 ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、すべての人が地域で普通（ノーマル）の生活を送ることを当然とし、共に認め合って普通の生活ができる社会を創造すること、また、その考え方。

※2 合理的配慮

障害のある人もない人も、互いに生き方や生きがいを尊重し、認め合い、共に暮らしていくために必要な配慮。例えば、障害者が継続して仕事ができるような人的な支援や職場環境の改善を雇用者が行うことや、障害者が円滑に移動できるように支援すること（過度の負担とならない範囲）が該当する。

## 2 計画の性格・位置づけ

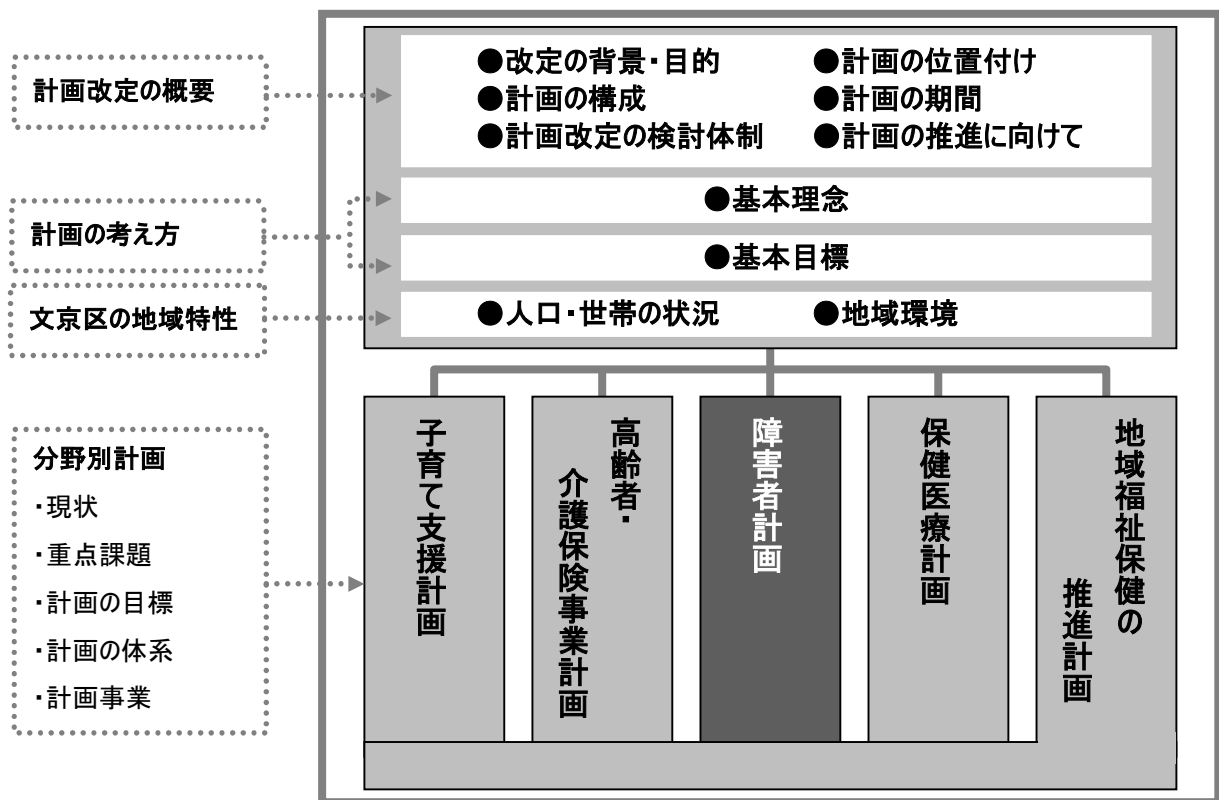
- 本計画は、「文京区基本構想」に基づき、その基本理念、将来像等を踏まえて策定する、本区の福祉保健施策を推進するための基本となる総合計画である、文京区地域福祉保健計画の分野別計画の一つです。
- また、障害者基本法に基づく「障害者計画」と、障害者自立支援法に基づく「障害福祉計画」を一体的に策定した計画で、区の障害者施策を総合的・計画的に推進するための基本計画となるものです。
- そして、「文京区都市計画マスタープラン」、「文京区地域防災計画」、「文京区アカデミー推進計画」等の他の分野における行政計画とも整合・連携した計画となっています。

## 3 計画の期間

- 本計画は、平成 24 年度から平成 26 年度までの3年間を計画期間とします。ただし、国の動向や社会情勢が変化した場合、本計画を見直す等、その変化に柔軟に対応していきます。

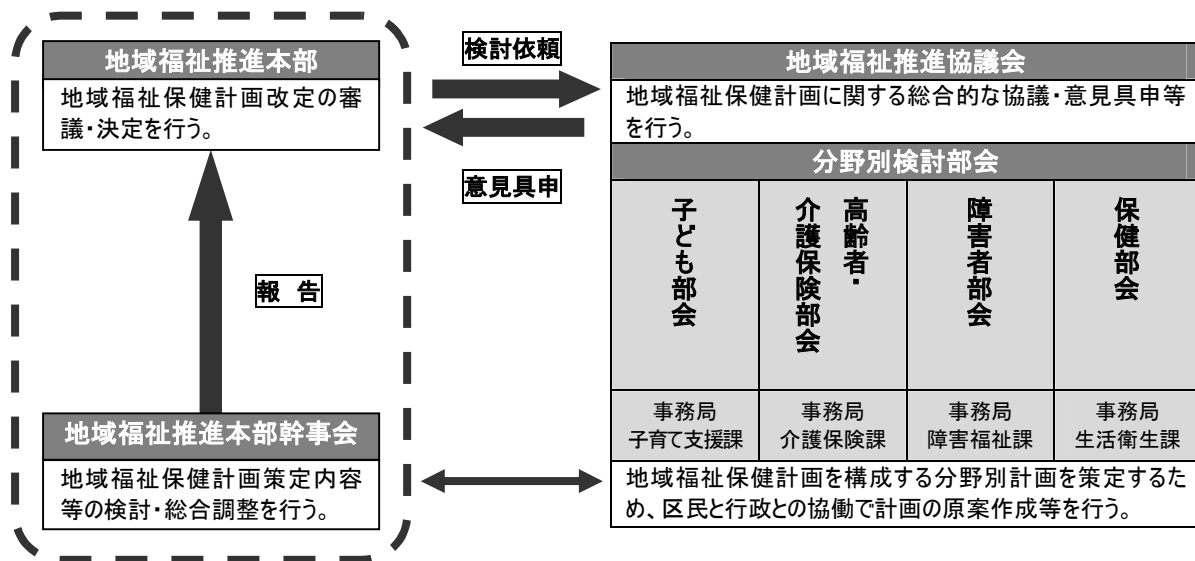
## 4 計画の構成

- 本計画は、文京区地域福祉保健計画全般に係る考え方、基本理念及び基本目標等を取りまとめた総論部分と、障害者を主として対象者ごとに設定した分野別の計画部分で構成されています。



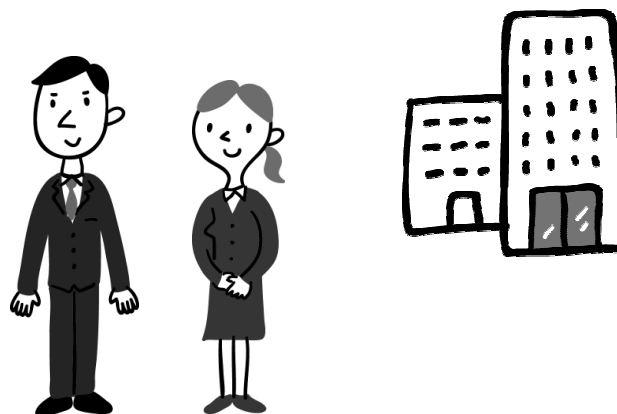
## 5 計画の検討体制

- 本計画の改定に当たっては、学識経験者、福祉保健関係団体の代表者、公募区民等で構成する地域福祉推進協議会、及びその下部組織である障害者部会における検討を踏まえて、改定を行いました。
- なお、これらの会議はすべて公開とし、広く区民に開かれた審議を行いました。
- また、計画の検討経過をホームページ等で公表するとともに、「中間のまとめ」について、パブリックコメント（区民意見公募）の実施や区民説明会の開催により、区民の意見・要望を十分に把握し、計画への反映を図りました。
- 区の庁内組織である地域福祉推進本部及び地域福祉推進本部幹事会において、福祉保健に関連する部署間の緊密な連絡調整等を図り、計画の組織横断的な検討・総合調整を行いました。



## 6 計画の推進に向けて

- 本計画を着実かつ効果的に実施していくため、継続的な事業の点検・評価を行うとともに、不断の見直しを図り、実効的な事業展開に結び付けていきます。  
また、区民、学識経験者等で構成される地域福祉推進協議会において、区民等の意見を検討・反映させながら、進行管理を行っていきます。
- 地域福祉保健の推進に当たっては、区の庁内組織である地域福祉推進本部において、計画の進捗状況を集約し、福祉、保健、医療、住宅、まちづくり等の広範囲にわたる施策を総合的及び体系的に推進していきます。



## 第2章 地域福祉保健計画の考え方

### 1 基本理念

#### ○人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

#### ○自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

#### ○支え合い認め合う地域社会の実現

だれもが、ノーマライゼーションの理念に基づき、主体的に社会参加し、世代を超えて相互に理解・協力し、支え合い認め合う地域社会の実現を目指します。

#### ○健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

#### ○区民参画及び協働の推進

区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者などが、地域の課題を解決するための活動に主体的に参画し、協働することを推進します。

#### ○男女平等参画の推進

男女が互いの人権や個性を尊重し、社会のあらゆる分野に参画して、個性豊かにいきいきと暮らせる地域社会を目指します。

### 2 基本目標

○だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。

○だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。

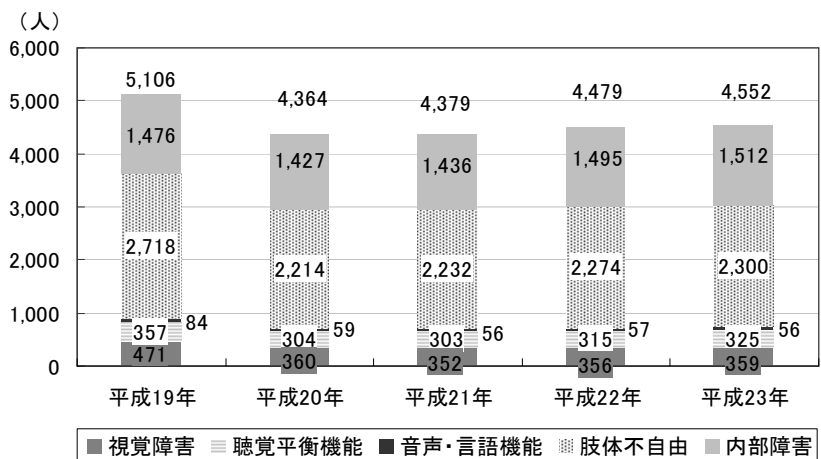
## 第3章 障害者・障害児を取り巻く現状と課題

### 1 障害者・障害児の人数

本区の障害者、障害児の数は、平成 23 年 4 月 1 日現在、身体障害者手帳所持者が 4,552 人、愛の手帳所持者（知的障害者）が 761 人、精神障害者保健福祉手帳所持者が 677 人となっています。身体障害者の種別では、肢体不自由と内部障害で全体の 83.7%を占め、愛の手帳では、3 度（中度）と 4 度（軽度）で全体の 68.2%を占めています。

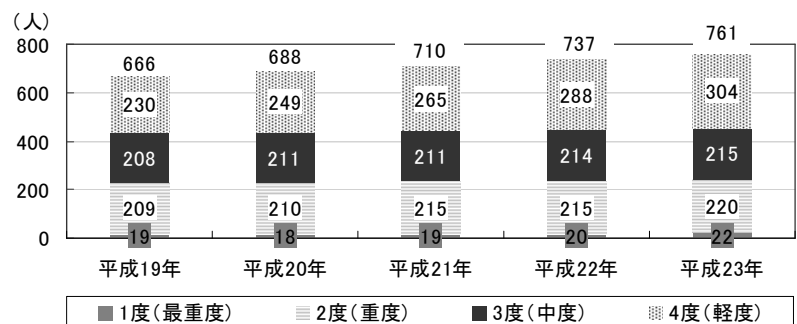
#### ①身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者は、平成 23 年 4 月 1 日現在、4,552 人です。3 年前の平成 20 年と比較すると 4.3%の増加となっています。身体障害者の種別では、肢体不自由と内部障害で全体の 83.7%を占めています。身体障害者手帳所持者のうち、1 級・2 級（重度）の手帳所持者の割合は、全体の 47.5%で約半数を占めています。身体障害者を年齢でとらえると、65 歳以上の高齢者が約 3 分の 2 を占めており（63.9%）、人口全体の高齢化率と比べると障害者の高齢化が進んでいます。



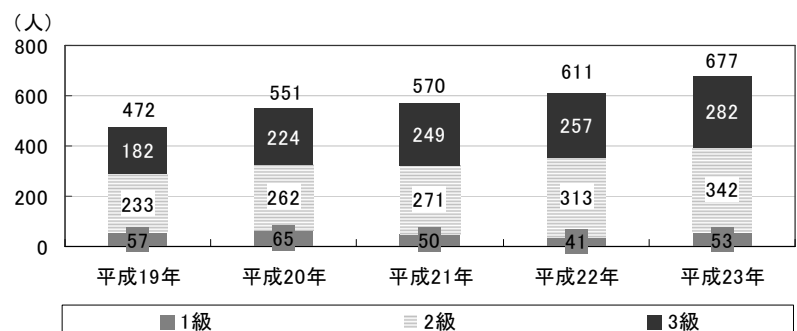
#### ②愛の手帳所持者数

愛の手帳所持者は、平成 23 年 4 月 1 日現在、761 人です。4 年前の平成 19 年と比較すると 14.3%の増加となっています。数、割合とも 4 度（軽度）の増加が顕著です（74 人、32.2%増）。3 度（中度）と 4 度（軽度）で全体の 68.2%を占めています。



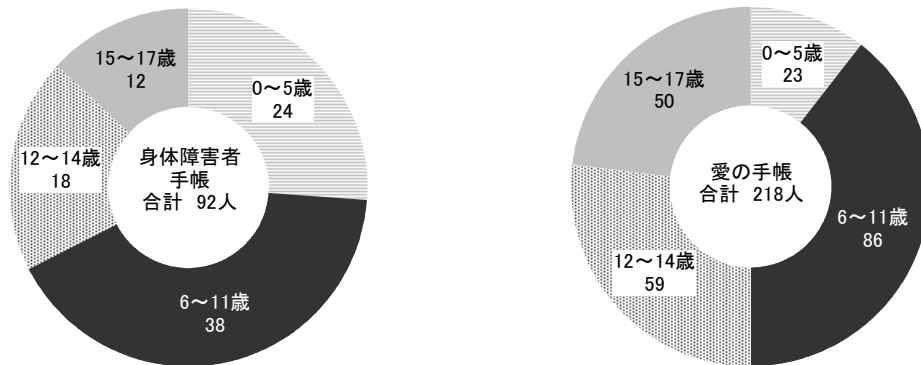
#### ③精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成 23 年 4 月 1 日現在、677 人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者を平成 19 年と比較すると、43.4%増加しています。障害者自立支援法による自立支援医療（精神通院）の利用者は、平成 23 年 4 月 1 日現在 1,712 人で、平成 19 年の利用者（1,224 人）と比較すると 39.9%の増加となっています。



#### ④障害児の年齢別手帳所持者数

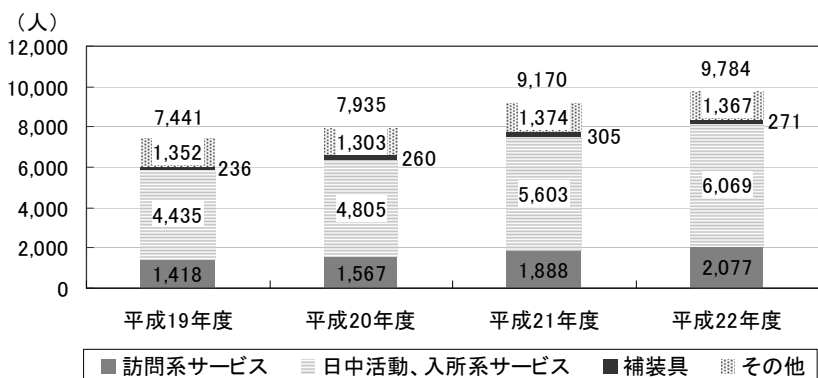
障害児の年齢別手帳所持者は、平成 23 年 4 月 1 日現在、身体障害者手帳と愛の手帳を合わせて 310 人となっています。



## 2 地域生活の現状と課題

### ①障害者自立支援法に基づくサービスの利用者数

障害者自立支援法に基づくサービスの利用者数は、事業開始当初より漸増し、平成 19 年度から平成 22 年度の 4 年間で 31.5%増加しており、平成 23 年度はさらに増加する見込みです。



#### ●訪問系サービス：

居宅介護、重度訪問介護、行動援護等

#### ●日中活動、入所系サービス：

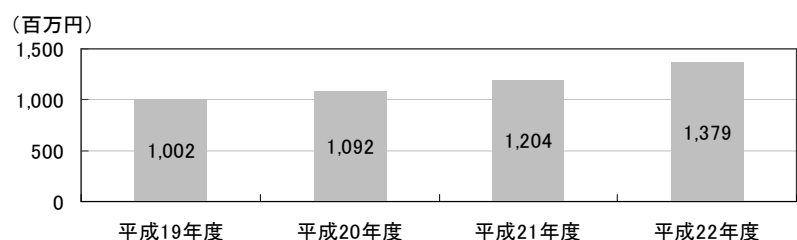
生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童デイサービス、短期入所、療養介護、ケアホーム、グループホーム、施設入所支援等

#### ●その他：

サービス利用計画、高額障害福祉サービス、特定障害者特別給付費等

### ②障害者自立支援法に基づく給付額

障害者自立支援法に基づくサービスの給付額についても、事業開始当初より漸増し、平成 19 年度から平成 22 年度の 4 年間で 37.6%増加しており、平成 22 年度は 13 億円を超えています。



※障害福祉サービス費、高額障害福祉サービス費、自立支援医療費、補装具費、地域生活支援事業費の決算額です。



## 第4章 障害者・障害児に関する重点課題

### (1) 自立に向けた地域生活支援の充実

障害者が住み慣れた地域で自立した社会生活を送るためには、個別のニーズとライフステージに応じたサービスが質・量ともに確保され、障害者が自ら望む生活のあり方を選択できるよう、サービス基盤を整備する必要があります。

このためには、グループホーム・ケアホーム、入所施設、ショートステイ等の施設整備を進めるとともに、障害者が安心して地域生活を継続できるよう、福祉サービスの拡充を図っていきます。

また、障害者の社会参加を促進するため、情報提供内容の充実と障害特性を踏まえた適切な提供方法により、情報バリアフリーを推進します。

### (2) 相談支援と権利擁護の充実

障害者が自らの生活のあり方を主体的に決定し、地域で自分らしい生活を送ることができるよう、相談支援の一層の充実を図ります。わかりやすい相談窓口、総合的な相談支援、並びにアウトリーチ等の相談機能の強化を進めます。

また、地域自立支援協議会における、相談支援体制やネットワークの検討を踏まえ、相談支援体制等の不断の改善に取り組んでいきます。

併せて、成年後見制度の普及啓発や虐待防止体制の構築等、さらに障害者の人格が尊重され、自ら主体的に選択・自己決定ができるよう自立支援を推進します。

### (3) 障害者が当たり前で働ける就労支援

障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害者の意欲と能力に応じて働ける多様な雇用の場が必要です。雇用情勢の厳しい時期でも、障害者就労支援センターを中心に、関係機関と連携を図り、総合的な就労支援を推進していきます。

また、就労できる場の開拓や新たな仕組みの構築等によって、障害者の雇用の機会を拡大し、障害者が当たり前で働ける社会の実現を目指します。

さらに、福祉施設における就労についても工賃への配慮を含め、作業内容の充実を図り、障害特性や個性に配慮した就労支援を推進していきます。

### (4) 子どもの育ちと家庭の安心への支援

子どもの育ちと家族を支援していく上で、障害の早期発見、早期療育、成長段階に応じた切れ目のない一貫した支援が重要です。そのためには、保健・医療・福祉・教育の専門的な対応を含む支援の充実を図るとともに、連携を強化し、障害のある子どもが、自分らしい生活を送れるよう支援していきます。

また、子育てに不安を感じる親の悩みに対し、専門家の活用等、一層の支援の充実を図り、仕事と子育ての両立を含む、障害のある子どもをもつ保護者への支援を図ります。

なお、教育センターの建て替えに併せ、幼児・児童・生徒に対する福祉部門と教育部門の連携強化を図り、障害のある子どもへの一層の支援に取り組んでいきます。

## (5)ひとにやさしいまちづくりの推進

だれもが安全で、快適な生活を送り、積極的に社会参加するためには、ハードとソフトが一体となったひとにやさしいまちづくりが必要です。ハード面では、区内の公共的施設を中心に、歩道、公園等について、ユニバーサルデザイン<sup>※3</sup>の考え方を取り入れた整備を推進します。ソフト面では、偏見や誤解を受けることのない社会とするために、障害のある人、ない人の出会いと交流の促進を図る等、心のバリアフリーを推進します。

また、障害者が、その特性に合わせた移動やコミュニケーションにより、地域社会等に参加することができるよう支援を充実します。

## (6)災害対策と緊急事態に対する支援

東日本大震災後、区民の震災に対する意識が大きく変わり、災害弱者となりかねない障害者と家族は、危機意識を強めています。その中で、実効性のある支援をしていくためには、身近なコミュニティの役割が重要であり、互いに支え合う地域社会の形成が必要です。災害時には、障害者を的確に支援するため、災害時要援護者情報の充実や人的支援のネットワークを構築するとともに、震災後の避難については、福祉避難所を整備するほか、自宅避難者への支援と、避難所避難者双方への障害特性に配慮した支援の充実を図ります。

また、一方で、日常における障害特性に基づく心身の不調等による緊急事態に対する支援体制についても充実していきます。

# 第5章 計画の目標と体系

## 1 計画の目標

障害者福祉は、障害者基本法の改正をはじめ、現在、国において検討されている障害者福祉制度の見直し、さらに障害者権利条約の批准も視野に入れた、大きな転換期にあり、地域福祉や障害福祉サービスについても的確な対応が求められています。

障害のある人の個性やニーズにあった支援に努め、ライフステージが変わっても、連続した谷間のない支援を展開する必要があります。障害者がサービスを自らの選択により利用し、その人らしい生活を送ることが大切であり、そのための支援が重要となります。

ノーマライゼーションや合理的配慮の考え方を浸透させるとともに、すべての人が障害や障害者に対する理解を深め、障害者一人ひとりが自身の存在の価値を実感し、互いに支え合い喜びを分かち合えるインクルーシブ<sup>※4</sup>な地域社会を実現していくため、重点課題を中心に必要な施策を展開していきます。

---

※3 ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

※4 (ソーシャルインクルージョン)インクルーシブ

すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念。



## 2 計画の体系

1 自立に向けた地域生活への支援					
中項目	小項目	就学前	就学後	卒業期／ 就職期	高齢期
1 日常生活支援 サービスの充実	1 居宅介護(ホームヘルプ)☆				
	2 重度訪問介護☆				
	3 行動援護☆				
	4 重度障害者等包括支援☆				
	5 短期入所(ショートステイ)☆ (子 4-7-2)				
	6 療養介護☆				
	7 生活介護☆				
	8 施設入所支援☆				
	9 コミュニケーション支援事業☆				
	10 日常生活用具給付☆				
	11 訪問入浴サービス				
	12 日中短期入所事業☆				
	13 補装具の支給				
	14 緊急一時介護委託費助成 (子 4-7-3)				
	15 重度脳性まひ者介護				
	16 短期保護 (子 4-7-1)				
	(17) 福祉タクシー 子 4-7-7				
	(18) リフト付き福祉タクシーの運行				
	(19) 自動車燃料費助成				
	20 移動支援☆				
	(21) 福祉有償運送事業への支援 地 2-1-7				
	22 同行援護☆				
2 生活の場の 確保	(1) 障害者住宅の運営 子 4-7-9				
	2 障害者住み替え家賃助成 (子 4-7-11)				
	3 障害者住宅あっせん (子 4-7-10)				
	4 障害者入居支援				
	5 心身障害者自立生活訓練施設				
	6 グループホーム・ケアホームの整備				
	7 共同生活介護(ケアホーム)☆				
	8 共同生活援助(グループホーム)☆				
	9 精神障害者グループホームの拡充				
	10 福祉センターの建て替えに伴うサービスの充実				
	11 (仮称)新福祉センターの建設				
3 地域生活への移行	1 福祉施設入所者の地域生活への移行☆				
	2 入院中の精神障害者の地域生活への移行☆				
4 生活訓練の 機会の確保	1 精神障害回復途上者デイケア事業				
	2 地域活動支援センター☆				
	3 自立訓練(機能訓練・生活訓練)☆				
5 保健・医療 サービスの充実	1 自立支援医療				
	2 障害者・児歯科診療事業 (子 1-3-9)				
	3 精神保健相談・訪問指導 (保 2-3-1)				
6 情報提供の 充実	(1) 福祉サービス情報の提供				
	2 障害福祉サービス等の理解の促進				
	3 適切な媒体による情報提供の充実 (地 2-1-6)				
	4 ホームページでの情報提供の充実				
	5 情報のバリアフリーの推進 (地 2-1-5)				
7 経済的支援	(1) 福祉手当の支給 子 4-7-6				
	(2) 児童育成手当の支給 子 4-7-5				
	3 利用者負担の軽減				

2 相談支援と権利擁護の充実					
中項目	小項目	就学前	就学後	卒業期／ 就職期	高齢期
1 相談支援体制 の整備と充実	1 相談支援体制の構築				
	2 相談支援事業☆				
	3 地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)☆				
	(4) 身体障害者相談員・知的障害者相談員				
	(5) 障害者地域自立生活支援センター				
	(6) 専門職の育成・研修				
	7 地域自立支援協議会の運営				
	8 基幹相談支援センターの検討				
	9 障害者24時間安心相談・サポート事業				
2 権利擁護・ 成年後見等の 充実	1 あんしんサポート文京への支援 *地 3-1-1				
	2 成年後見制度の利用促進 *地 3-1-2				
	(3) 第三者評価制度の利用促進 地 3-1-3				
	(4) 福祉サービスに対する苦情申し立て・相談対応の充実 地 3-1-4				
	5 自立生活のための権利擁護システムの構築				
	6 障害者虐待防止対策支援事業				

3 障害者が当たり前に通ける就労支援					
中項目	小項目	就学前	就学後	卒業期／ 就職期	高齢期
1 就労支援体制 の確立	1 就労支援センターの充実				
	2 就労支援ネットワークの構築・充実				
	3 障害者雇用の普及・啓発				
	4 就労支援者の育成				
	5 中小企業等障害者体験雇用助成事業				
2 就労継続への支援	1 就業先企業への支援				
	2 安定した就業生活への支援				
3 福祉施設等 での就労支援	1 福祉施設から一般就労への移行☆				
	2 就労移行支援☆				
	3 就労継続支援(A型・B型)☆				
	4 福祉施設等での仕事の確保				
4 就労機会の拡大	1 区の業務における就労機会の拡大				
	2 地域雇用開拓促進事業				

- ・無印：本計画内で進行管理の対象とする予定の事業です。
- ・( )付数字：進行管理の対象外の事業です。
- ・他の分野別計画との重複掲載事業については、小項目の後に、計画の頭文字と項目番号(大中小項目の枝番号)を記載しています。(○-○-○)：本計画(障害者計画)で進行管理します。
- \*：他の分野別計画で進行管理します。
- 地：地域福祉保健の推進計画
- 子：子育て支援計画
- 保：保健医療計画
- ☆：障害福祉計画で基本的指針に即すべき事項

#### ■ 凡例

中項目	小項目	就学前	就学後	卒業期／ 就職期	高齢期
1 安全で快適な 生活環境の 整備	(1) 文京区福祉環境整備要綱に基づく指導 子 5-2-5 地 2-1-1				
	2 道のバリアフリーの推進 *地 2-1-2				

その事業の対象となるライフステージの範囲を示しています。

4 子どもの育ちと家庭の安心への支援					
中項目	小項目	就学前	就学後	卒業期／ 就職期	高齢期
1 障害の 早期発見・ 早期療育	(1) 乳幼児健康診査 (子 1-1-5)	▶			
	2 発達健康診査 (子 1-1-7)	▶			
	(3) 経過観察健康診査 (子 1-1-8)	▶			
	4 療育相談の充実 (子 1-3-1)	▶			
	5 発達に関する情報の普及啓発	▶			
	(6) 子育て支援カウンセラー派遣の充実	▶			
2 相談支援の 充実	1 多様な支援機関の連携	▶	▶		
	2 継続支援体制の充実	▶	▶		
	3 専門的療育訓練	▶	▶		
	4 個別の支援計画の作成	▶	▶		
	5 専門家による巡回相談事業 (子 2-2-6)	▶	▶		
	6 (仮称)教育・発達相談窓口の設置	▶	▶		
	7 障害児相談支援事業	▶	▶		
3 乳幼児期・ 就学前の支援	1 児童発達支援事業 (子 1-3-2)	▶			
	2 保育園障害児保育 (子 1-3-4)	▶			
	3 幼稚園特別保育 (子 2-4-2)	▶			
	4 就学前相談体制の充実 (子 2-4-3)	▶			
4 学齢期の支援	1 総合教育相談の充実 (子 2-2-6)	▶	▶		
	2 特別支援教育の充実 (子 2-4-5)	▶	▶		
	3 特別支援子育て事業 (子 1-3-6)	▶	▶		
	4 育成室への障害児受入 (子 1-3-5)	▶	▶		
	5 バリアフリーパートナー運営 (子 2-4-4)	▶	▶		
	6 個に応じた指導の充実	▶	▶		
	7 放課後の居場所対策 (子 1-3-7)	▶	▶		
	8 交流及び共同学習支援員配置事業	▶	▶		
	9 特別支援教室専門指導員派遣事業	▶	▶		
	10 教育センターの建て替えに伴うサービスの充実	▶	▶		
	11 特別支援教育連携協議会専門家チームの運営	▶	▶		
	12 放課後等デイサービス	▶	▶		



5 ひとにやさしいまちづくりの推進					
中項目	小項目	就学前	就学後	卒業期／ 就職期	高齢期
1 安全で快適な 生活環境の 整備	(1) 文京区福祉環境整備要綱に基づく指導 子 5-2-5 地 2-1-1				
	2 道のバリアフリーの推進 * 地 2-1-2				
	(3) 地下鉄駅エレベーター等の整備 地 2-1-4				
	4 総合的自転車対策の推進 * 地 2-1-9				
	5 公園再整備事業 * 地 2-1-3				
	6 コミュニティバス運行 * 地 2-1-8				
2 防災・ 安全対策の 充実	1 災害時要援護者の支援体制の充実 * 地 3-4-1				
	2 災害時要援護者が避難できる場所の検討 * 地 3-4-2				
	3 避難所運営協議会の運営支援 * 地 3-4-4				
	4 耐震診断費用助成事業 * 地 3-4-5				
	5 耐震改修促進事業 * 地 3-4-6				
	6 家具転倒防止器具設置費用助成 * 地 3-4-7				
	(7) 緊急通報システムの設置				
	(8) 火災安全システムの設置				
	(9) 心身障害者福祉電話事業				
3 ノーマライゼーション と合理的配慮の 理念の普及	1 障害及び障害者に対する理解の促進				
	2 情報のバリアフリーの推進 【再掲】1-6-5				
	3 適切な媒体による情報提供の充実 【再掲】1-6-3				
	4 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」(地 2-2-5)				
	5 障害者事業を通じた地域交流 【再掲】5-4-1				
4 地域との交流と 文化活動の 促進	1 障害者事業を通じた地域交流				
	2 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」 【再掲】5-3-4				
	(3) 障害者会館				
	(4) 心身障害者・児レクリエーション				
5 地域福祉の 担い手への 支援	1 ボランティア・市民活動センターへの支援 * 地 1-1-7				
	(2) 点訳ボランティア・手話通訳ボランティア等の養成				
	3 ふれあいいきいきサロン事業への支援 * 地 1-1-1				
	4 いきいきサービス事業の充実 地 1-1-1				
	5 ファミリー・サポート・センター事業 * 地 1-1-1				
	(6) 民生委員・児童委員協議会への支援と連携 地 1-1-2				
	(7) 話し合い員との連携 地 1-1-3				
	8 当事者及び家族の交流の支援				
	9 地域活動参加支援サイト * 地 1-1-6				

## 第6章 計画事業

### 1 自立に向けた地域生活への支援

障害のあるだれもが住み慣れた地域で生きがいを持って自立した生活を送るためには、一人ひとりの障害者が、それぞれのニーズ、障害程度、生活環境等に応じた多様な支援を得られることが重要です。

そのために、日常生活を支援するサービスの充実を図るとともに、生活の場の確保や、的確な情報提供、生活訓練の機会の確保、保健・医療サービスの充実に努めていきます。

項目枝番号	事業名	目標
1-1-1	居宅介護(ホームヘルプ)	介護が必要な障害者・児に対して、自宅で食事の介助等の身体介護、調理・掃除等の家事援助及び通院の介助を行い、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援する。
1-1-2	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする障害者に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行い、自立した日常生活や社会生活を支援する。
1-1-3	行動援護	知的障害や精神障害により行動上著しい困難のある障害者・児が、行動するときに生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出介護等を行い、自立した日常生活や社会生活を支援する。
1-1-4	重度障害者等包括支援	常時介護を要し、その介護の必要の程度が高く、意思疎通を図ることに著しい支障のある障害者・児に対して、居宅介護その他の支援を包括的に行うことにより、身体能力や日常生活能力の維持を図る。
1-1-5	短期入所(ショートステイ)	自宅で障害者・児を介護する人が病気や休養を要する場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行い、在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図る。
1-1-6	療養介護	医療及び常時の介護を必要とする障害者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行い、身体能力や日常生活能力の維持・向上を図る。
1-1-7	生活介護	常に介護を必要とする障害者に、昼間、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動の提供等の支援を行い、日常生活能力の維持・向上を図る。
1-1-8	施設入所支援	施設に入所する障害者に、主として夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等を行い、日常生活支援を図る。
1-1-9	コミュニケーション支援事業	聴覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者・児に、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行い、社会参加の促進を図る。
1-1-10	日常生活用具給付	重度の障害者・児に日常生活用具の給付及び住宅設備改善費用の助成を行うことにより、日常生活の便宜を図る。
1-1-11	訪問入浴サービス	入浴が困難な在宅で重度の身体障害者・児に、訪問による入浴の介護を行い、身体の清潔の保持や心身機能の維持等を図る。

項目枝番号	事業名	目標
1-1-12	日中短期入所事業	自宅で障害者・児を介護する人が病気の場合等に、短期入所施設で宿泊を伴わずに、日中の入浴・排せつ・食事の介護等を行い、在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図る。
1-1-13	補装具の支給	障害者・児に対し身体機能を補完又は代替し、長期間にわたり継続して使用される補装具を支給又は修理することにより、自立した日常生活の促進を図る。
1-1-14	緊急一時介護委託費助成	障害者・児を日常的に介護している家族が、冠婚葬祭等の理由により一時的に介護を行うことが困難となった場合に、家族等での介護委託に要した費用を助成し、在宅生活の支援を図る。
1-1-15	重度脳性まひ者介護	脳性まひ等で身体障害者手帳 1 級を所持し、単独で屋外活動を行うことが困難な障害者に、介護人を派遣し在宅生活の支援を図る。
1-1-16	短期保護	心身障害者・児の介護にあたっている家族が、疾病・事故・冠婚葬祭・出産・休養・学校行事等の理由で介護を行うことが困難な場合に、家族に代わり時間単位で保護を行い、介護等の負担軽減を行う。
1-1-20	移動支援	屋外での移動が困難な障害者・児に対して、必要なガイドヘルパーを派遣し外出のための支援を行うことで、自立生活及び社会参加の促進を図る。
1-1-22	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜を図る。
1-2-2	障害者住み替え家賃助成	取り壊し等による立ち退き要求又は住環境を改善するため、区内の民間賃貸住宅に住み替えをする場合に、従前家賃との差額等を助成することにより、障害者世帯(3障害)の居住の支援と安定を図る。
1-2-3	障害者住宅あっせん	住宅に困窮する障害者世帯に、宅地建物取引業協会文京区支部の協力を得て民間賃貸住宅のあっせんを行うことにより、障害者世帯(3障害)の居住の支援と安定を図る。
1-2-4	障害者入居支援	連帯保証人が確保できない等で住み替えの困難な障害者(3障害)に対し、民間保証会社や国、都の保証サービス等を提供するとともに、利用した費用の一部を助成することにより、入居時の不安解消や住み替えの円滑化を図る。
1-2-5	心身障害者自立生活訓練施設	心身障害者・児を保護し、家庭に準ずる生活をしながら、地域社会の中で自立した生活ができるよう、日常生活の訓練や指導を行い、自立生活の支援を図る。
1-2-6	グループホーム・ケアホームの整備	障害者が地域の中で、自立した生活を送れるよう、施設建設費の助成等を行い、民間事業者誘致による施設整備を促進する。
1-2-7	共同生活介護(ケアホーム)	障害者が共同生活を行う住居において、食事や入浴等の介護や日常生活上の援助を行い、地域における自立した日常生活を支援する。
1-2-8	共同生活援助(グループホーム)	障害者が共同生活を行う住居において、日常生活上の支援を行い、地域における自立した日常生活を支援する。

項目枝番号	事業名	目標
1-2-9	精神障害者グループホームの拡充	社会福祉法人等が民間アパート等を借り上げて、精神障害者グループホームを開所する際の借上費用など初期費用の助成を行い、施設整備の推進を図る。
1-2-10	福祉センターの建て替えに伴うサービスの充実	福祉センターの建て替えに伴い、施設入所支援や在宅障害者の家族の休養等を図る短期入所施設新設を始め、障害者相談支援事業、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労継続支援、障害のある中高生の放課後デイサービス事業（放課後の居場所対策）等についても充実を図る。
1-2-11	（仮称）新福祉センターの建設	平成 23 年度に基本設計・実施設計を行い、平成 24 年度から平成 26 年度にかけて建設工事を行う。竣工は平成 27 年 1 月を予定しており、平成 27 年 4 月からの開設を目指す。
1-3-1	福祉施設入所者の地域生活への移行	福祉施設入所の障害者が、自ら選択した地域で自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、障害福祉サービス等の支援を行い、地域生活移行を進める。
1-3-2	入院中の精神障害者の地域生活への移行	受け入れ条件が整えば退院可能な入院中の精神障害者が、地域で自立した生活を送ることを可能にするため、住居及び通所訓練施設等の確保や、相談体制の充実を含めた保健・医療・福祉サービスを実施し、地域生活への移行を支援する。 また、都や各関係機関との連携を強化し、精神障害者の福祉の向上を図る。
1-4-1	精神障害回復途上者デイケア事業	医療機関や区内精神障害者自立支援施設等との連携を強化して、事業を幅広く周知し新規利用者を増やす。また、訓練プログラムを充実させ、精神障害者の社会復帰を促進していく。
1-4-2	地域活動支援センター	障害特性等に応じて、創作的活動の提供等を行うことにより、障害者の地域生活支援を図る。
1-4-3	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	文京福祉センター等で一定期間、身体機能又は生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行い、自立した日常生活又は社会生活ができるよう支援する。 また、福祉センター建て替えに併せ、機能訓練・生活訓練をともに実施し、支援の充実を図る。（現福祉センターでは機能訓練のみ実施）
1-5-1	自立支援医療	心身の障害の状態の軽減を図り、必要な医療についての支援を行い、障害者・児の自立した日常生活又は社会生活を推進する。
1-5-2	障害者・児歯科診療事業	障害者・児を対象に、歯科治療のほか、各種相談、歯磨き指導、食生活指導、必要な予防措置、定期歯科健康診査等を行うとともに、高次医療機関や地域のかかりつけ医へ繋げる。（保健サービスセンター内歯科室で土曜日午後実施）
1-5-3	精神保健相談・訪問指導	精神科医・保健師による相談や家庭訪問を行い、地域の精神障害者、家族、区民に対し、予防から社会復帰まで総合的に支援する。

項目枝番号	事業名	目標
1-6-2	障害福祉サービス等の理解の促進	障害者制度が目まぐるしく変わる中、障害者や家族等が必要とする障害福祉サービス等について、迅速・的確に情報を得ることができるよう、講座や勉強会等を実施するとともに、自発的な取組への支援を行う。
1-6-3	適切な媒体による情報提供の充実	障害の種別に合わせた、適切な媒体による情報提供の推進を行う。(音声コード・デージー化・点字化等)
1-6-4	ホームページでの情報提供の充実	ホームページの情報に関する量・質の充実に努めるとともに、だれもが使いやすく情報が探しやすいよう整備を進める。
1-6-5	情報のバリアフリーの推進	ICT(情報通信技術)の進展に対応し、障害者を含めた誰もがICTを活用できるよう、情報バリアフリー関連施策を積極的に推進する。
1-7-3	利用者負担の軽減	障害福祉サービス等の利用者負担については、様々な軽減策を実施し、平成22年度から非課税世帯の負担を無料とした。平成24年4月からは障害者自立支援法の一部改正により、利用者負担の見直しが行われる予定。

## 2 相談支援と権利擁護の充実

障害者やその家族が気軽に相談できる分かりやすい相談窓口の整備が必要です。

また、相談内容に応じ専門的、総合的、継続的な対応を行う多様な支援が求められており、地域自立支援協議会において、相談支援体制やネットワーク等の検討を進め、相談支援の充実を図っていきます。

併せて、障害者の人権が尊重され、犯罪やトラブルに巻き込まれることなく地域で安心して生活していくことができるよう、成年後見制度の普及啓発や虐待防止体制等、権利擁護の推進を図ります。

項目枝番号	事業名	目標
2-1-1	相談支援体制の構築	障害者・児やその家族等が抱える多様なニーズや困りごとに対する相談に応じ、専門的かつ総合的な相談支援が実施できる体制を構築する。
2-1-2	相談支援事業	障害者・児やその家族からの相談に応じて、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援を行うとともに、障害者・児の権利擁護のために必要な援助を行い、自立生活の促進を図る。 また、法改正によるサービス等利用計画の対象者の拡大を踏まえ、段階的に計画作成数を増やすとともに、計画作成を担う「特定相談支援事業者」の育成を行う。
2-1-3	地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)	障害者支援施設に入所している障害者や、精神科病院に入院している精神障害者等に対して、住居の確保や新生活の準備支援、地域定着を図るための常時の連絡・サポート体制を整備し、地域移行の促進を図る。
2-1-7	地域自立支援協議会の運営	地域自立支援協議会において地域の障害福祉システムやネットワーク等の検討を行う。この協議会の下に、相談支援専門部会、就労支援専門部会、権利擁護専門部会を設置し、支援体制等協議を重ねている。平成24年度からは本協議会は障害者自立支援法の法内事業とされており、障害者計画への関与など、一層の機能強化を図る。



項目枝番号	事業名	目標
2-1-8	基幹相談支援センターの検討	3 障害(身体障害・知的障害・精神障害)について総合的な相談業務を行う基幹相談支援センターについては、地域自立支援協議会等において、区の相談支援体制の構築と併せて検討していく。
2-1-9	障害者 24 時間安心相談・サポート事業	障害者(身体・知的・精神)が地域で安心して暮らしていくことができるよう、相談等支援体制の充実を図り、休日を含め 24 時間緊急対応等を行うとともに、施設や病院から地域生活への移行や定着の支援を進める。
2-2-1	あんしんサポート文京への支援	福祉サービス利用者に対する利用支援と苦情相談を一体的に実施する、権利擁護センター「あんしんサポート文京」との連携を強化し、福祉サービス利用援助事業や相談支援の充実を図る。また、地域包括支援センターにおける高齢者の権利擁護に関する相談業務と連携を図り、地域のネットワークを構築する。
2-2-2	成年後見制度の利用促進	あんしんサポート文京が実施する、成年後見制度に関する専門相談、法人後見の受任、審判申立費用の助成等を支援することにより、援護を必要とする高齢者、障害者等の権利擁護を推進する。 また、講演会の開催等により、成年後見制度が適切に活用されるよう、制度に対する一層の理解と普及を図る。
2-2-5	自立生活のための権利擁護システムの構築	地域自立支援協議会を中心として、障害者が自立して生活するために、権利擁護に関する相談体制や関係機関との連携、地域のネットワークづくりなどシステムの構築を行う。 また、障害者本人や関係者が生活上のトラブルについての知識を広げ、権利擁護の制度を適切に利用することができるよう、障害者本人への啓発、学習支援、支援者の研修を行う。
2-2-6	障害者虐待防止対策支援事業	障害者虐待の通報窓口や相談を受ける障害者虐待防止センターを設置し、虐待の防止や早期発見、障害者の安全確保と事実確認等の迅速な対応、その後の適切な支援を行うとともに、地域における関係機関の協力体制の整備等、支援体制の強化を図る。

### 3 障害者が当たり前に関われる就労支援

障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害者の意欲と障害特性に合った多様な雇用の場と就労後の定着支援が必要です。障害者就労支援センターではハローワークをはじめとした関係機関との連携を密にし、的確な就労支援を図り、障害者が安心して働き続けられるよう総合的な就労支援を推進するとともに、福祉施設における作業の充実について支援していきます。

また、地域自立支援協議会就労支援専門部会を中心に、障害者が就労できる場の開拓や仕組みを検討し、雇用の機会の拡大を推進します。

項目枝番号	事業名	目標
3-1-1	就労支援センターの充実	障害者の社会参加と自立を促進するため、就労に関する相談・支援等について就労支援センターを中心に実施し、障害者の一般就労や就労定着の促進を図る。

項目枝番号	事業名	目標
3-1-2	就労支援ネットワークの構築・充実	文京区障害者就労支援連絡会議等を活用し、就労支援や雇用の情報等の共有化を図り、福祉施設等からの就労や、就労した障害者を支えていく仕組みを確立していく。
3-1-3	障害者雇用の普及・啓発	障害者の就労意欲の喚起や啓発を行う一方、企業に対しては、障害者雇用に関する情報提供や雇用の理解促進を図り、障害者が安心して働ける就労の機会拡大に取り組む。
3-1-4	就労支援者の育成	障害者の企業等への一般就労を進めていくため、地域の福祉施設の職員等を対象に障害者就労支援技術等についての研修会を実施し、就労支援者の育成を図る。
3-1-5	中小企業等障害者体験雇用助成事業	これまで障害者雇用の経験がないか、現在雇用していない、区内の中小企業や商店等を対象に、体験雇用を実施した場合等に助成金を支給することで、障害者雇用の体験を奨励し、中小企業等での障害者雇用を促進する。 併せて、障害者の多様な職場体験の場を確保するとともに、地域での障害者理解の浸透を図る。
3-2-1	就業先企業への支援	企業が雇用している障害者等について、企業からの相談や障害者が職場適応するための人的なサポートを行うなど、企業の不安感の払拭や適切な対応、環境整備などのアドバイスを行い就労の定着等を支援する。
3-2-2	安定した就業生活への支援	定期的な職場への連絡・訪問や、就業している障害者が集まって情報交換や仲間づくりができる場や、就業生活に必要な知識を得るための講座等の開催など、障害者が地域で安定して就業生活を送るための支援を推進する。
3-3-1	福祉施設から一般就労への移行	福祉施設を利用する障害者が自立した社会生活を営めるよう、必要な訓練を行い、一般就労へ移行することを推進する。
3-3-2	就労移行支援	一般企業への就労を希望する障害者に対し、一定期間就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行い、障害者の一般就労を促進する。
3-3-3	就労継続支援(A型・B型)	一般企業での就労が困難な障害者に対して、働く場を継続的に提供するとともに、知識や能力の向上を図るために必要な支援を行う。
3-3-4	福祉施設等での仕事の確保	福祉施設における利用者の工賃の増加を図るため、区や民間企業からの発注の増大や販路の拡大を図る。具体的には、区役所の業務を積極的に発注するとともに、アンテナスポット等を活用した販売の場を確保する。さらに、各施設が取組可能な新たな仕事の提案や民間企業等との連携、作業所間のネットワークづくり等を進めていく。
3-4-1	区の業務における就労機会の拡大	障害者の働く場を拡大するため、区の業務における就労の可能性や委託業務等の拡大の検討を行い、障害者の就労の機会の拡大や雇用の促進を図る。また、平成24年度から工事契約において総合評価落札方式を試行し、障害者雇用が法定雇用率を達成している企業について、評価の加点を行う。

項目枝番号	事業名	目標
3-4-2	地域雇用開拓促進事業	地域自立支援協議会就労支援専門部会で検討を進め、地域特性を生かした障害者雇用先の開拓に取り組む。区の特徴である多くの大学や寺社等へも協力を依頼し、取組を広げていく。 また、地域開拓促進コーディネーターによる障害者施設利用者の一般就労への掘り起こしを促進していく。

#### 4 子どもの育ちと家庭の安心への支援

障害を早期に発見し、適切な支援を受けることができるよう、障害の早期発見・早期療育、発達障害<sup>※5</sup>に関する支援の充実を図るため、関係機関との連携を強化します。

また、成長段階に応じた切れ目のない支援を行うとともに、仕事と子育ての両立を含む、障害のある子どもを持つ保護者への支援の充実を図ります。

さらに、教育センターの建て替えに併せ、福祉部門と教育部門の連携を強化することで多面的な支援の充実を図ります。

また、障害のある子どもも、ない子どもも共に成長していくことのできる思いやりにあふれた地域づくりを推進します。

項目枝番号	事業名	目標
4-1-2	発達健康診査	運動発達の遅れや発達障害が疑われる乳幼児を対象に、専門医師による健診、保健師による保健指導を行い、子どもの発達の遅れを早期発見するとともに、関係機関と連携し、適切な療育につなげる。
4-1-4	療育相談の充実	福祉センターにおいて、保健サービスセンター等の関係機関との連携により、発達に何らかの遅れ等のある乳幼児の早期相談、早期療育につなげる。
4-1-5	発達に関する情報の普及啓発	子どもの発達に関する情報について、ホームページやパンフレットなど様々な方法で、保護者への普及啓発を行う。 また、子どもの発達に関する相談窓口や支援内容についての情報の周知を図る。
4-2-1	多様な支援機関の連携	乳幼児発達支援連絡会や特別支援教育連携協議会を通じ、教育、福祉、保健、子育て等の関係機関の連携を強化し、障害児とその家族及び保育園、幼稚園、小・中学校等に対する学びと育ちを支える支援を行う。
4-2-2	継続支援体制の充実	乳幼児から学齢期へ継続した支援をするため、「就学支援シート」の活用を図るとともに、切れ目のない支援を行うための「個別支援ファイル」を作成し、療育歴や発育歴などの情報を成長段階に応じた確に引き継ぎ、一貫した支援を進める。

#### ※5 発達障害

発達障害者支援法において、「発達障害」は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

項目枝番号	事業名	目標
4-2-3	専門的療育訓練	福祉センターにおいて、発達に何らかの遅れ等がある乳幼児を対象に理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による専門訓練を実施する。
4-2-4	個別の支援計画の作成	障害のある子どもを乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援をするため、学校や福祉センター、保育園、幼稚園、医療機関等の各機関が協力しながら「個別の支援計画」を作成する。 支援計画作成のためのアセスメントの内容及び方法の検討を加え、支援計画の質の向上を図る。
4-2-5	専門家による巡回相談事業	専門職員（心理職、作業療法士等）が保育園、幼稚園等を巡回し、職員や発達の遅れ等のある子及びその家族に対する支援を行うことにより、障害の早期発見・早期療育の充実を図る。 また、臨床発達心理士を通常の学級に派遣し、特別な配慮を必要とする子どもへの支援と教職員の指導育成を図る。 加えて、言語聴覚士等を特別支援学級に派遣することで、学齢期における療育的支援の充実を図る。
4-2-6	(仮称)教育・発達相談窓口の設置	様々な課題のある子どもや保護者が円滑に教育相談や療育の相談を利用できるよう、子どもの発達や教育に関する相談窓口を整備する。
4-2-7	障害児相談支援事業	福祉センター等において、障害児通所支援事業の利用児を対象に、障害児支援利用計画等を作成し、ケアマネジメントによるきめ細かい支援を行う。
4-3-1	児童発達支援事業	福祉センター等において、障害児に対する日常生活における基本的な動作の指導、技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。
4-3-2	保育園障害児保育	保育に欠ける児童のうち、心身の発達に遅れがあることなどにより保育の際に特別な配慮を要する児童に、個別指導計画に基づく集団保育を実施し、児童の発達促進を図る。 区立保育園 18 園で実施。
4-3-3	幼稚園特別保育	区立幼稚園において、特別な支援が必要な児童が集団の中で生活することを通して、幼稚園教育の機能や特性を活かしながら、その幼児の発達を促進していくことを目的として特別保育を実施する。 支援が必要な園児の入園後の支援体制をより充実させることにより、就園後の園児の発達を促すとともに、その支援が小学校就学へとつながるシステムを整備する。
4-3-4	就学前相談体制の充実	特別な支援を必要とする児童・生徒の就学相談において、個々のニーズに応じた適切な支援を行うため、就学相談委員会のさらなる円滑な運営を図る。 また、小・中学校との連携を強化して相談体制の整備に取り組み、福祉センターでの学校見学会への同行や、卒園児の保護者を交えての就学説明会等のさらなる充実を図る。

項目枝番号	事業名	目標
4-4-1	総合教育相談の充実	各園・学校と総合教育相談の各機能の連携を深め、不登校対策、特別支援教育の充実を始めとし、幼児・児童・生徒の問題行動及び教育・生活上の悩みに対する予防・発見・解消に向けた支援を効果的に行う。 また、福祉センター、子ども家庭支援センター、保健サービスセンター等や特別支援教育連携協議会との連携を図りながら、効率的・効果的な支援を目指す。
4-4-2	特別支援教育の充実	特別な支援を必要とする児童・生徒が発達段階に応じた適切な教育を受けられるよう体制の整備を図る。
4-4-3	特別支援子育て事業	特別な支援を必要とする児童の放課後の居場所対策として、児童(小学生)を一時的に預かることにより、保護者の負担感の軽減及び社会参加を促進し、子育てを支援する。
4-4-4	育成室への障害児受入	保護者が仕事や病気等のため保育の必要な障害のある児童に対して、健全な育成と保護を図り、必要に応じて学年延長を行う。障害児保育補助の非常勤職員を配置し、受け入れ環境を整えるとともに、指導員のための研修を定期的実施し、保育の質の向上を図る。また、障害児育成室巡回指導を実施し、策定した個別指導計画に基づき、保育の充実を図る。
4-4-5	バリアフリーパートナー運営	バリアフリーパートナーのレベルアップを図るとともに、円滑な運営が可能となるよう、大学等と連携して人材確保・質の向上に努める。
4-4-6	個に応じた指導の充実	通常の学級及び特別支援学級における障害のある児童・生徒に対する特別支援教育のよりよいあり方や指導の実際について研修を実施し、個に応じた指導の充実を図る。
4-4-7	放課後の居場所対策	障害のある中・高校生の放課後の活動の場所を確保し、日常生活上の指導を行うとともに、余暇活動の充実及び障害児の家族の一時的な休息の支援を図る。 なお、本事業で整備されている施設についても児童福祉法上の放課後等デイサービスへの移行が可能か検討していく。
4-4-8	交流及び共同学習支援員配置事業	区立小・中学校の固定制特別支援学級在籍の児童・生徒が、障害の状態や実態に応じて、通常の学級での学習や活動に参加できるよう、サポートのため、交流及び共同学習支援員を配置する。
4-4-9	特別支援教室専門指導員派遣事業	通常の学級に在籍する発達障害等、特別な支援が必要な児童・生徒への支援体制の充実のため、「特別支援教室」を設置したモデル校に指導員(教員免許をもつ専門指導員)を派遣し、適応状態の改善を図るための教育環境の整備を行う。
4-4-10	教育センターの建て替えに伴うサービスの充実	教育センターの建て替えにより、学校支援センターとしての機能強化を図るとともに、乳幼児期から中高生年代までの子どもの健やかな育ちを支える拠点を整備する。 施設整備に伴い、教育・発達相談窓口の新設、総合教育相談事業の充実、療育事業の拡充、関係機関の連携強化等によりサービスの充実を図る。

項目枝番号	事業名	目標
4-4-11	特別支援教育連携協議会専門家チームの運営	相談員や特別支援学校・特別支援学級の教員、専門療法士など様々な専門家を教育相談コーディネーターの調整のもとで、特別支援教育連携協議会の専門家チームとして園、学校に派遣し、特別支援教育に係る支援を行う。
4-4-12	放課後等デイサービス	放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を学校通学中の障害児に対して提供することにより、障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進する。本サービスは、改正児童福祉法による新たな法定のサービスであり、平成 27 年度開設予定の新福祉センターを含め、サービスの整備について検討していく。

## 5 ひとにやさしいまちづくりの推進

だれもが地域で安全に快適な生活を送り、積極的に社会参加ができるよう、区内の公共的施設を中心に、歩道、公園等について、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた、ひとにやさしいバリアフリーのまちづくりを推進します。

また、ハード面のバリアフリーだけでなく、あらゆる機会を通じて障害のある人への理解を促進するための啓発や福祉教育を推進し、偏見や誤解を受けることのない社会とするための取組を進めます。

さらに、災害時・緊急時に対する支援については、災害弱者となりかねない障害者を的確に支援するため、要援護者情報の充実や人的支援のネットワークの構築を図るとともに、地域コミュニティや支え合いの重要性を勘案した地域づくりを進めます。

項目枝番号	事業名	目標
5-1-2	道のバリアフリーの推進	高齢者や障害者など、だれもが積極的に社会参加できるよう、平成 12 年度の現況調査により抽出した 3,969 か所について、歩道の拡幅、段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置など、道路整備を行い、すべてのひとにやさしい道路の実現を図る。
5-1-4	総合的自転車対策の推進	NPO、地域団体等と協働しながら、自転車駐車場の整備、放置自転車の撤去、利用者のマナー向上等、総合的な自転車対策を実施する。
5-1-5	公園再整備事業	区内のすべての公園 43 園、児童遊園 69 園及び一時開放遊び場 7 園について、障害者や高齢者など、だれもが安全・安心で快適に憩えるよう、毎年 2 園の再整備を行い、各園の状況に応じたバリアフリー化を推進する。
5-1-6	コミュニティバス運行	区内を円滑に移動できるよう、コミュニティバスで、区の拠点間を結び、公共交通不便地域を解消することにより、区民等の利便性を高める。
5-2-1	災害時要援護者の支援体制の充実	災害時に自らの身を守ることや避難することが困難な災害時要援護者に対して、安否確認、避難誘導等を適切に行うため、区民防災組織、民生委員・児童委員等との連携をさらに強化するなど、支援体制の充実を図る。

項目枝番号	事業名	目標
5-2-2	災害時要援護者が避難できる場所の検討	災害時要援護者が避難できる場所について、特別養護老人ホーム等の施設を対象として、具体的な検討を進めていく。
5-2-3	避難所運営協議会の運営支援	災害時に被災者の生活の場となる避難所が、その役割を十分に果たすことができるよう、地域住民等で構成する各避難所における避難所運営協議会の運営を支援し、自主運営体制の確立を目指す。 また、各避難所運営協議会による、実践的な避難所運営訓練が定期的実施されるよう支援し、その取組を活性化させることにより、地域の防災力の向上を図る。
5-2-4	耐震診断費用助成事業	建築物の所有者が、建物の耐震性能を把握し、耐震改修を効率よく行えるよう、耐震診断の費用助成を行う。特に、高齢者・障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の補助率と補助金上限額を優遇する。
5-2-5	耐震改修促進事業	耐震診断の結果、耐震設計、耐震改修工事等が必要な住宅建築物について、設計や改修工事等の費用助成を行う。特に、高齢者・障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の補助率と補助金上限額を優遇する。
5-2-6	家具転倒防止器具設置費用助成	災害時において、負傷の原因、避難や救出・救護の障害となる、家具の転倒や落下を防止するため、家具の転倒防止器具設置とその費用の一部助成を行い、自主的な防災への取組を促進する。
5-3-1	障害及び障害者に対する理解の促進(心のバリアフリー)	障害や障害のある人に対する理解を深め偏見や誤解がなく、自然に接することができるよう様々な機会を捉えて取り組む。
5-3-4	障害者週間記念行事「ふれあいの集い」	毎年12月3日～9日の「障害者週間」を記念して「ふれあいの集い」を開催し、区民が障害者に対する理解と認識を深める機会として、また障害のある人もない人もともにふれあう交流の場として、障害者・児の作品の展示及び障害者スポーツのデモンストレーションを行う。
5-4-1	障害者事業を通じた地域交流	障害者・児と地域の交流を促し、日常生活を豊かにするとともに社会参加を促進するため、各種の障害者事業(心身障害者・児通所施設合同運動会、ステージエコ参加、「福祉の店」さくらまつり等への出店など)や、施設における祭り等を通じた様々な地域活動への参画を推進する。
5-5-1	ボランティア・市民活動センターへの支援	社会福祉協議会が設置するボランティア・市民活動センターに対する支援を通じて、ボランティア養成講座等を充実させ、地域の担い手の育成、福祉教育の充実、ボランティア情報の収集・提供の強化・向上、コーディネート機能の強化等を図る。 また、ボランティア・市民活動まつり、ボランティア連絡会の開催等により、NPO、学校・企業・個人ボランティア相互の交流を図り、ネットワークを強化する。 さらに、災害時に災害ボランティアセンターが効果的に機能するよう、文京区災害ボランティアセンターマニュアルに基づく体制づくりを行う。

項目枝番号	事業名	目標
5-5-3	ふれあいいきいきサロン事業への支援	外出の機会が少なくなりがちな高齢者、障害者、子育て世代等が、食事会、健康体操、おしゃべり等を楽しむ場(サロン)を通して、地域での交流を深めることにより、地域の中で支え合い、だれもが安心して楽しく暮らすことを支援する。
5-5-4	いきいきサービス事業の充実	協力会員が利用会員の家事や介護の援助を行うホームヘルプサービスなど、日常生活で手助けを必要とする方に対して、有償で在宅福祉サービスを提供する。
5-5-5	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を受けたい依頼会員と援助を行える提供会員をアドバイザーが調整することにより、地域における住民相互の援助活動を支援する。
5-5-8	当事者及び家族の交流の支援	当事者や家族が交流を広げ、情報を得また発信を行う機会を積極的に増やすため、グループ活動や講演会などを実施するための支援や相談に応じ、交流の場の確保等についてさらなる支援の充実を図る。
5-5-9	地域活動参加支援サイト	区民等の地域活動への参加を促進するため、コミュニケーションを活発にする機能等を備えた、地域活動参加支援サイトを構築する。

詳しい内容は障害者計画の本文をご覧ください。事業計画の本文は、シビックセンター2階の行政情報コーナー、区立図書館、区ホームページ等でご覧になれます。



ふみ みやこ  
「文の京」ハートフルプラン

文京区地域福祉保健計画

障害者計画 概要版

(平成24年度～平成26年度)

平成24年(2012年)3月発行

発行/文京区

編集/福祉部障害福祉課

〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号

TEL 03-5803-1211

URL <http://www.city.bunkyo.lg.jp/>

印刷物番号 F0311057

古紙パルプが配合された紙を使用しています。